

大空町地域防災計画

〈資料編〉

目 次

災害予防計画資料

4-1 重要水防区域 1	1
4-2 重要水防区域 2	1
4-3 重要水防区域（知事管理区間）	2
4-4 河川はん濫による災害発生予想区域	3
4-5 市街地における低地帯の浸水予測区域	3
4-6 がけ地等近接危険住宅移転事業制度	3
4-7 網走地区消防組合機構図	4
4-8 消防職員配置表	5
4-9 網走地区消防組合の警防組織機構	6
4-10 消防施設等	7
4-11 ヘリコプター発着場所	9

災害応急対策計画資料

5-1 防災会議条例	10
5-2 災害警戒本部の組織図	12
5-3 大空町災害対策本部条例	13
5-4 気象警報等の伝達系統図	14
5-5 気象警報等受理票	15
5-6 災害情報連絡票	16
5-7 災害対策本部の組織構成	17
5-8 災害対策本部組織表	18
5-9 非常配備基準と体制	19
5-10 非常・緊急扱いの通話	20
5-11 非常・緊急扱いの電報	20
5-12 各班の情報連絡票様式	21
5-13 災害情報報告様式	22
5-14 被害状況報告（速報、中間、最終）	24
5-15 被害状況判定基準	26
5-16 避難勧告等の基準	29
5-17 避難所等	30
5-18 指定緊急避難場所	31
5-19 避難所開設の報告と記録	33
5-20 避難勧告・指示発令記録	33
5-21 避難所報告簿	34
5-22 協力団体報告簿	34
5-23 被災者救出状況記録簿	35
5-24 緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第 4）	36

5-25	「標章」(同規則別記様式第3)	36
5-26	大空町の緊急輸送路網図	37
5-27	輸送記録簿	38
5-28	給水資機材	39
5-29	町内の医療機関	39
5-30	学用品給与状況記録簿	40
5-31	遺体処理台帳	41
5-32	埋葬台帳参照	42
5-33	障害物除去状況調書	43
5-34	大空町の保有機械	44
5-35	運送業及び建設業の機械等借上記録	44
5-36	作業従事者雇用台帳	45
5-37	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	46
5-38	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	48
5-39	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	49
5-40	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	50
5-41	ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票	52
5-42	自衛隊の災害派遣を要請書	53
5-43	派遣部隊の撤収要請	53
5-44	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	54
5-45	北海道広域消防相互応援協定	57

事故対策編資料

6-1	救急医療状況調書	61
6-2	記録集計表	61

復旧・復興計画資料

7-1	事業別の国庫負担及び補助率	62
7-2	被災者生活再建支援制度(生活用品等の購入修理に関する支援)	66
7-3	居住安定支援制度(居住する住宅に関する支援金)	68

震災津波対策編資料

8-1	気象庁震度階級関連解説表	69
8-2	震度による木造建物(住宅)の状況	69
8-3	震度による鉄筋コンクリート造建物の状況	70
8-4	震度による地盤・斜面等の状況	70
8-5	震度によるライフライン・インフラ等への影響	70
8-6	北海道震災建築物応急危険度判定要綱	71
8-7	北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱	74

4-1 重要水防区域1

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	左岸	堤防高	B	住吉築堤	18.10 ~ 20.10	2.03	19	3.68	5.18	5.18
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	20.30 ~ 23.50	3.28	21.8	5.75	7.25	8
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	23.90 ~ 24.70	0.68	24.2	7.58	9.08	9.6
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	25.10 ~ 26.10	1.07	25.6	8.61	10.11	10.85
網走川	右岸	堤防高	B	本郷築堤	18.10 ~ 24.50	6.32	21.2	5.31	6.81	7.24

4-2 重要水防区域2

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.70 ~ 19.90	—	0.17	19.8	4.28	5.78	5.9
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.90 ~ 20.00	—	0.08	20	4.42	5.92	6.27
網走川	—	工作物	B	湖響橋	19	1	—	19	3.68	5.18	5.48
網走川	—	工作物	B	治水橋	20.23	1	—	20.23	4.59	6.09	6.24
網走川	—	工作物	B	豊郷橋	23.45	1	—	23.45	6.99	8.49	8.52
網走川	右岸	旧川跡	要注意	本郷築堤	20.91 ~ 21.15	—	0.24	21	5.18	6.68	7.09

4-3 重要水防区域（知事管理区間）

水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (Km)			終点位置 (Km)			重要水防区域延長	重要度	築堤有・無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
網走川	女満別川	左岸	湖南	(市) 鷗橋から 0.15km 下流	0	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	0.4	A	有	
網走川	女満別川	左岸	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	湖南	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	2.2	B	有	樋門
網走川	女満別川	左岸	湖南	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	湖南	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	女満別川	右岸	朝日	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	朝日	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	トマップ川	左岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ川	左岸	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	日の出町	(町) 公園橋から 0.1km 上流	0.5	0.2	B	有	
網走川	トマップ川	右岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ川	右岸	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	日の出町	(町) 公園橋から 0.1km 上流	0.5	0.2	B	有	

4-4 河川はん濫による災害発生予想区域

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
本郷、住吉、豊里	網走川	網走川	6,200	決壊、漏水	946	—
湖南地区	網走川	女満別川	6,000	決壊、漏水	畑 20	—
旭橋～藻琴橋	藻琴川	藻琴川	500	決壊	畑	—

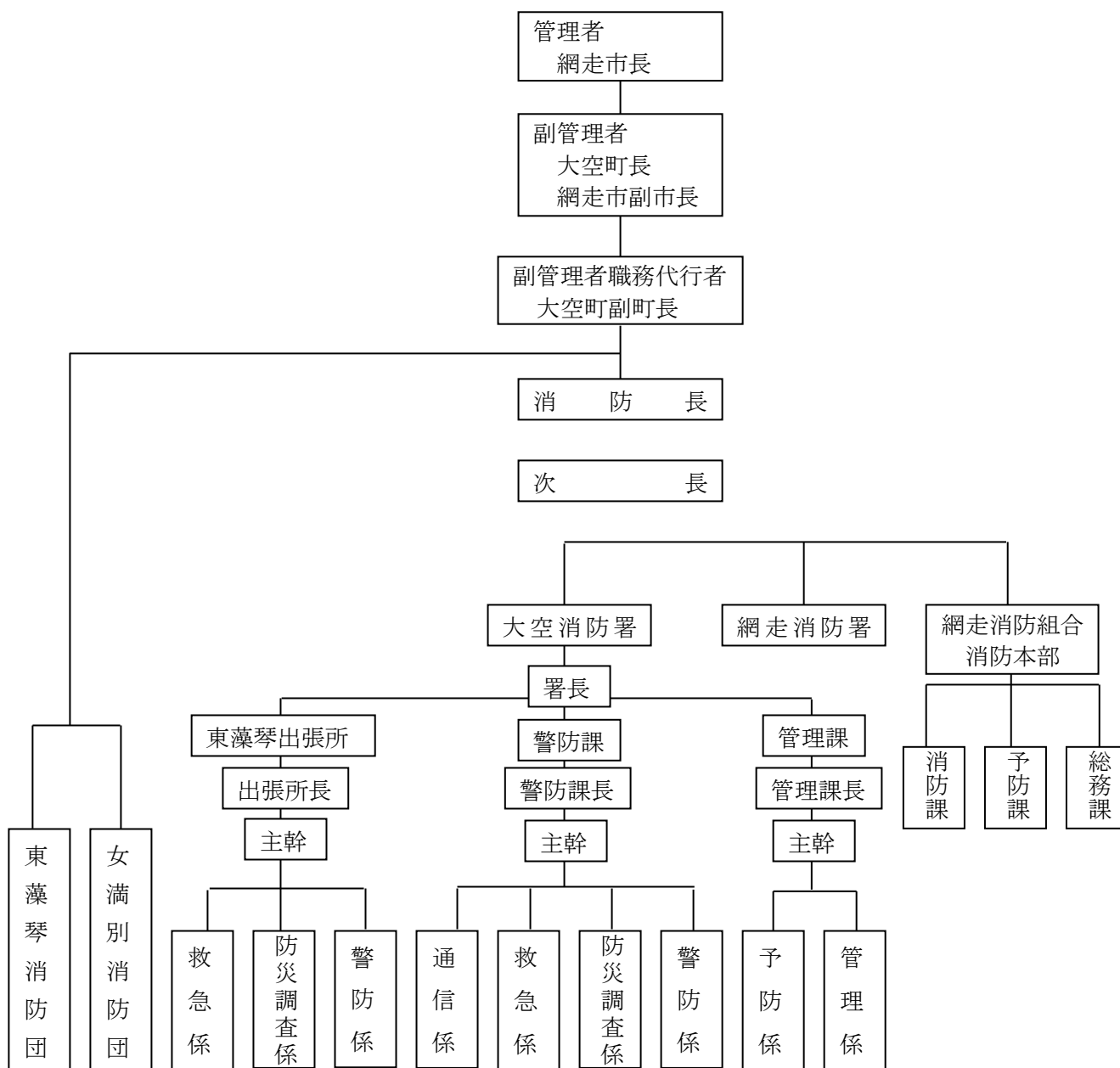
4-5 市街地における低地帯の浸水予測区域

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
日の出・公園	網走川	トマップ川	2,000	降雨・融雪による湖水逆流	畑 3	—
湖畔	網走川	網走川(湖)	5,000	降雨・融雪による増水	—	キャンプ場、道路の冠水

4-6 がけ地等近接危険住宅移転事業制度

<p>【目的】 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保します。</p> <p>対象要件</p> <p>【対象区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」 ・ 事業計画に基づく移転であること <p>【採択要件】 事業計画に基づく移転であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存不適格住宅 ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅 <p>【事業主体等】 ● 地方公共団体（原則として大空町）</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却等費：危険住宅の除却等に要する費用 ・ 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用
--

4-7 網走地区消防組合機構図



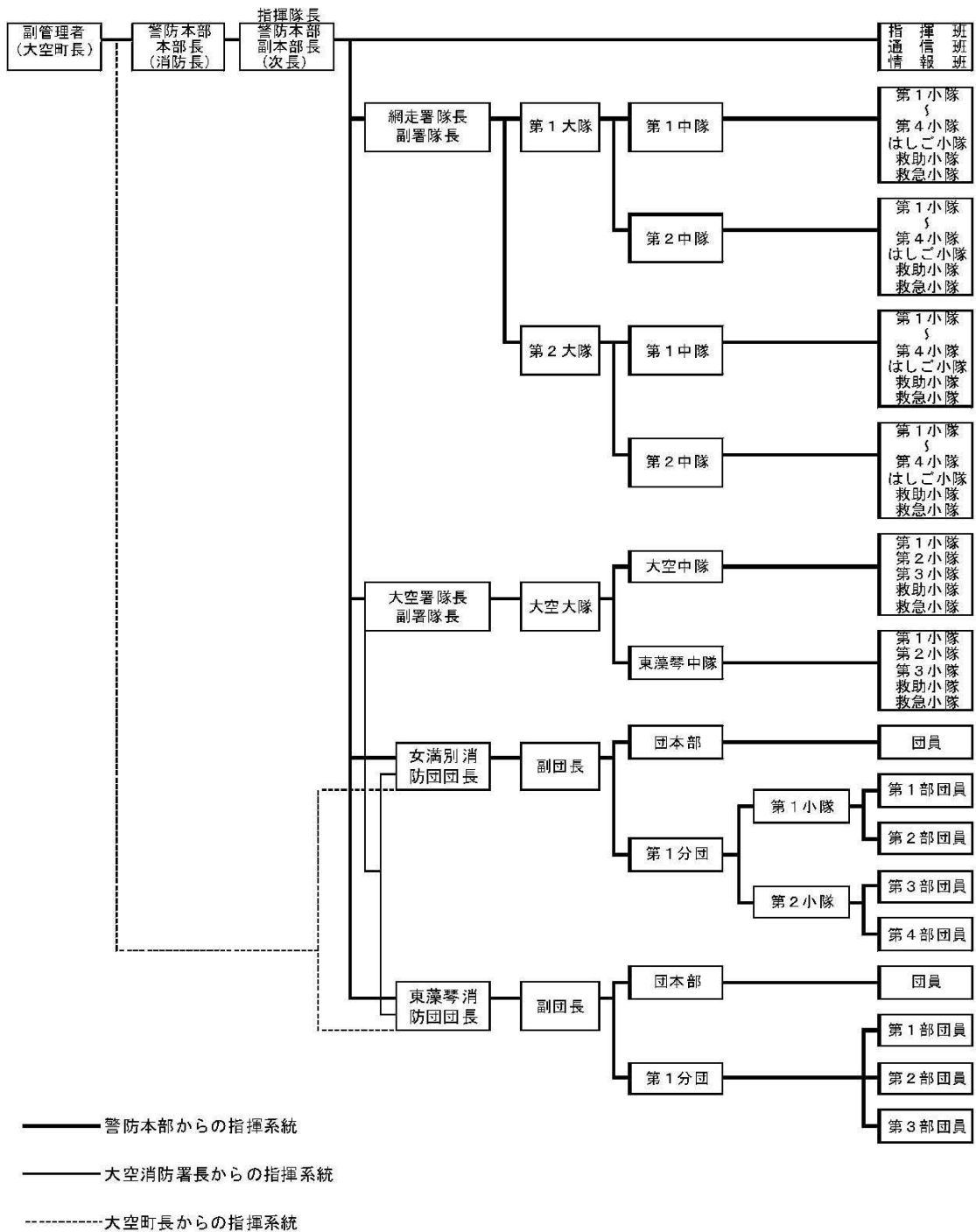
4-8 消防職員配置表

() 内は兼任数

級	区分 階 所属	消 防 吏 員								合 計
		監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	士	士 見 習	
消防本部	消 防 長	1								1
	次 長		1							1
	総 務 課			1	1 (1)	2				4 (1)
	消 防 課			1	1	1				3
	予 防 課			(1)	1	1				2 (1)
小 計		1	1	2 (1)	3 (1)	4				11 (2)
大空消防署	署 長		1							1
	管 理 課 ・ 課 長			1						1
	管 理 課 ・ 主 幹			2						2
	管 理 係				1	2				3
	予 防 係			(1)		3				3 (1)
	警 防 課 ・ 課 長			1						1
	警 防 課 ・ 主 幹			3						3
	警 防 係			(1)		3		3		6 (1)
	防 災 調 査 係				1	2				3
	救 急 係			(1)		2				2 (1)
	通 信 係			(1)						(1)
	出 張 所 長			1						1
	出 張 所 ・ 主 幹			3						3
	出 張 所 警 防 係			(1)		2		1		3 (1)
出 張 所 防 災 調 査 係			(1)		2		1		3 (1)	
出 張 所 救 急 係			(1)		1				1 (1)	
小 計			1	11 (7)	2	17		5		36 (7)
合 計		1	2	13 (8)	5 (1)	21		5		47 (9)

4-9 網走地区消防組合の警防組織機構

網走地区消防組合警防体制組織機構



4-10 消防施設等

大空消防署							
登録番号	種別	車の形状	シャーン メーカー	年度	型式	級別	最大放水量 ℓ (毎分)
北 88 は 586	普通	水槽付消防車	日野	H6	U-FS3FMBA 改	A2	2,430ℓ
北 830 ま 119	普通	化学消防車	日野	H17	PK-FR2PPWA 改	A1	3,300ℓ
北見 800 は 150	普通	大型水槽車	イスゞ	H13	KL-CYZ81Q3	B3	3,000ℓ
北見 830 ほ 119	普通	司令車	日産	H8	E-FGNY32		
北見 830 さ 1816	普通	高規格救急車	トヨタ	H24	CBF-TRH226S		
北見 800 さ 1116	普通	高規格救急車	日産	H14	GE-FLWE50 改		
北 88 そ 696	普通	指揮広報車	日産	H3	Q-KRMGE24 改		
北見 88 そ 544	普通	積載車	イスゞ	H3	S-TFS55HD 改	B2	
北見 88 は 813	普通	水槽付消防車	日野	H10	KC-FT 1 JGBL 改	A2	2,180ℓ
北見 800 は 622	普通	消防ポンプ車	日野	H21	BDG-GX7JGWA 改	A2	2,000ℓ
		小型ポンプ 2 台	ラビット・トハツ			B2・B3	

東藻琴出張所							
登録番号	種別	車の形状	シャーン メーカー	年度	型式	級別	最大放水量 ℓ (毎分)
北 800 は 851	普通	水槽付消防車	日野	H26	SDG-GX7JQAA 改	A2	2,300ℓ
北見 88 は 498	普通	水槽付消防車	日野	H 5	U-FS3FMBA 改	A2	2,480ℓ
北見 800 は 68	普通	大型水槽車	日野	H11	KC-FS4FPFA	B2	1,290ℓ
北見 800 さ 2111	普通	高規格救急車	トヨタ	H17	TC-VCH28S		
北見 800 さ 824	普通	指揮広報車	トヨタ	H12	GF-RCH47W		
北見 88 そ 164	普通	積載車	三菱	S 63	P-FG335E 改		
北見 88 そ 2455	普通	ポンプ車	日野	H9	KC-FX1JGBA 改	A2	2,300ℓ
		小型ポンプ 1 台	ラビット			B2	

消防署・消防団施設等

消 防 署	所 在 地	電話番号	職員定数
網走地区消防組合大空消防署	大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 5 号	74-2619	35 人
網走地区消防組合大空消防署 東藻琴出張所	大空町東藻琴 360 番地の 1	66-3344	

消防団施設等	所 在 地	電話番号	団員定数	現員数
網走地区消防組合女満別消防団	大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 5 号	74-2619	80 人	78 人(9)
網走地区消防組合東藻琴消防団	大空町東藻琴 360 番地の 1	66-3344	72 人	58 人(7)
網走地区消防組合東藻琴消防団 機材庫	大空町東藻琴末広 357 番地の 2	—	—	—

消防水利施設

女満別地区			東藻琴地区		
地区名	防火水槽数	消火栓	地区名	防火水槽数	消火栓
湖 畔		2	南 区	7	
元 町	3	3	中央区	9	
日の出町	3	2	北2区	6	2
公 園	3		北1区	8	
錦 町	8	5	西 区	1	2
栄 町	15	4	末 広		2
昭 和	1	1	大 進		1
東 陽	1	1	明 生		1
夕陽台	3	1	福 富		1
眺湖台		1	上 東		1
さくら	1		千 草		1
湖 南	1		西 倉		1
中 央	2	1			
本 郷		4			
住 吉		2			
豊 里		2			
朝 日	1				
日 進	1				
開 陽	1				
大 成	1				
大 東	1				
合 計	46	29	合 計	31	12

4-11 ヘリコプター発着場所

発着場	所在地	備考
女満別空港	女満別中央201	指定
多目的運動広場	東藻琴397-2	指定
山園ふるさとセンター広場	東藻琴末広622-2	指定
女満別町営球場	女満別中央351-1	臨時
多目的広場	女満別中央351-1	〃
女満別中学校グラウンド	女満別東陽3丁目2-1	〃
女満別小学校グラウンド	女満別夕陽台1丁目1-1	〃
豊住小学校グラウンド	女満別豊住19-1	〃
女満別高等学校グラウンド	女満別昭和104	〃
東藻琴小学校グラウンド	東藻琴268	〃
東藻琴中学校グラウンド	東藻琴57	〃

5-1 防災会議条例

大空町防災会議条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、大空町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大空町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 大空町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 大空町の地域に関する災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊美幌駐屯部隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 網走地区消防組合の消防機関のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、22 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊美幌駐屯部隊の自衛官、北海道の職員、大空町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

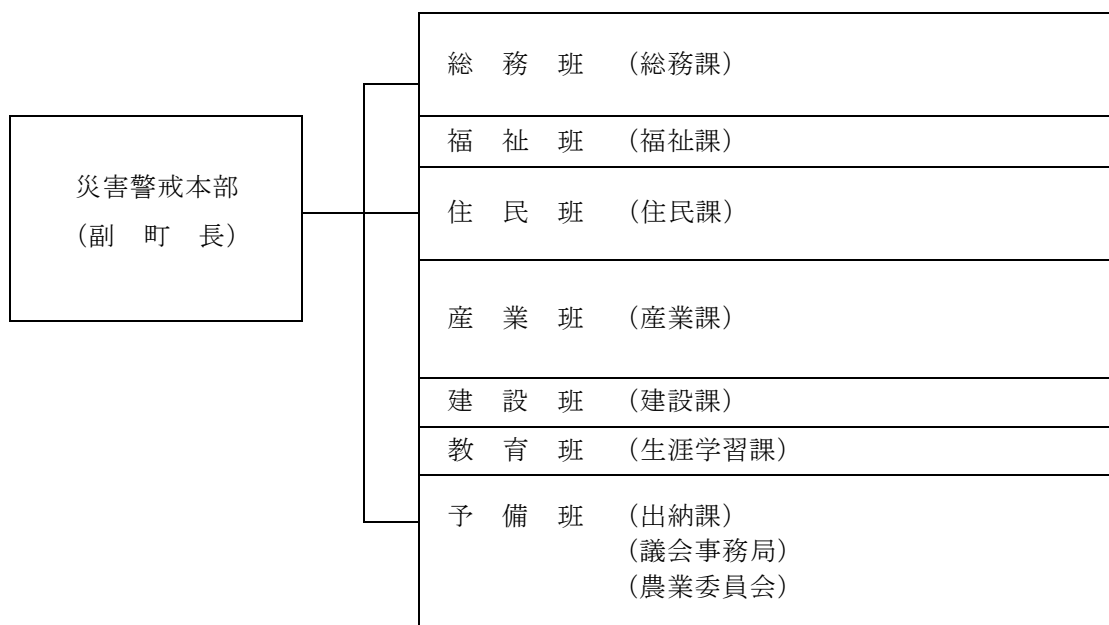
第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

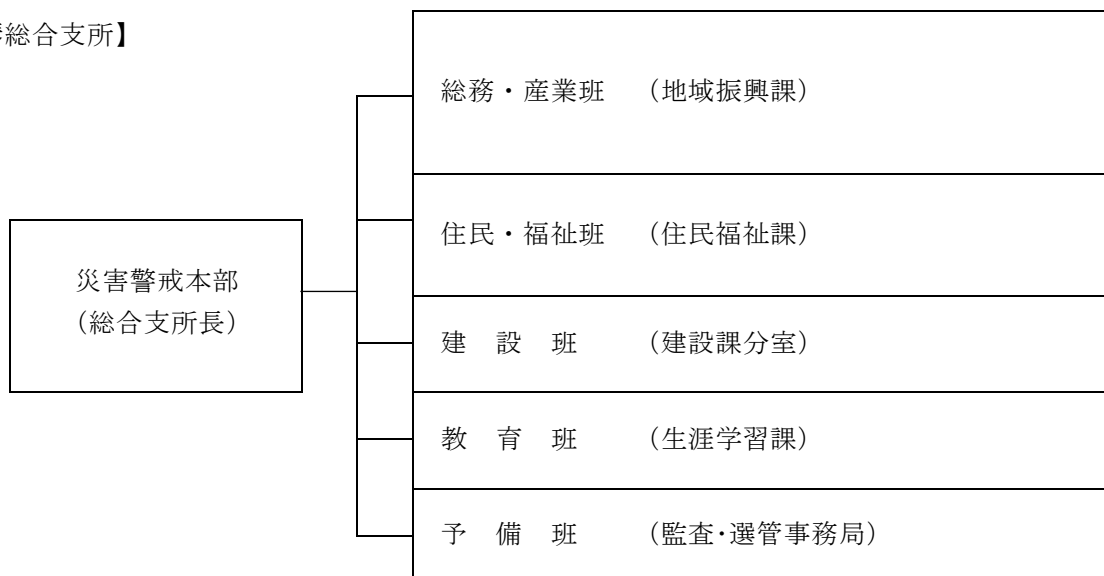
この条例は、平成18年3月31日から施行する。

5-2 災害警戒本部の組織図

【役場】



【東藻琴総合支所】



5-3 大空町災害対策本部条例

大空町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、大空町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は町長をもって、災害対策副本部長は副町長をもって充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

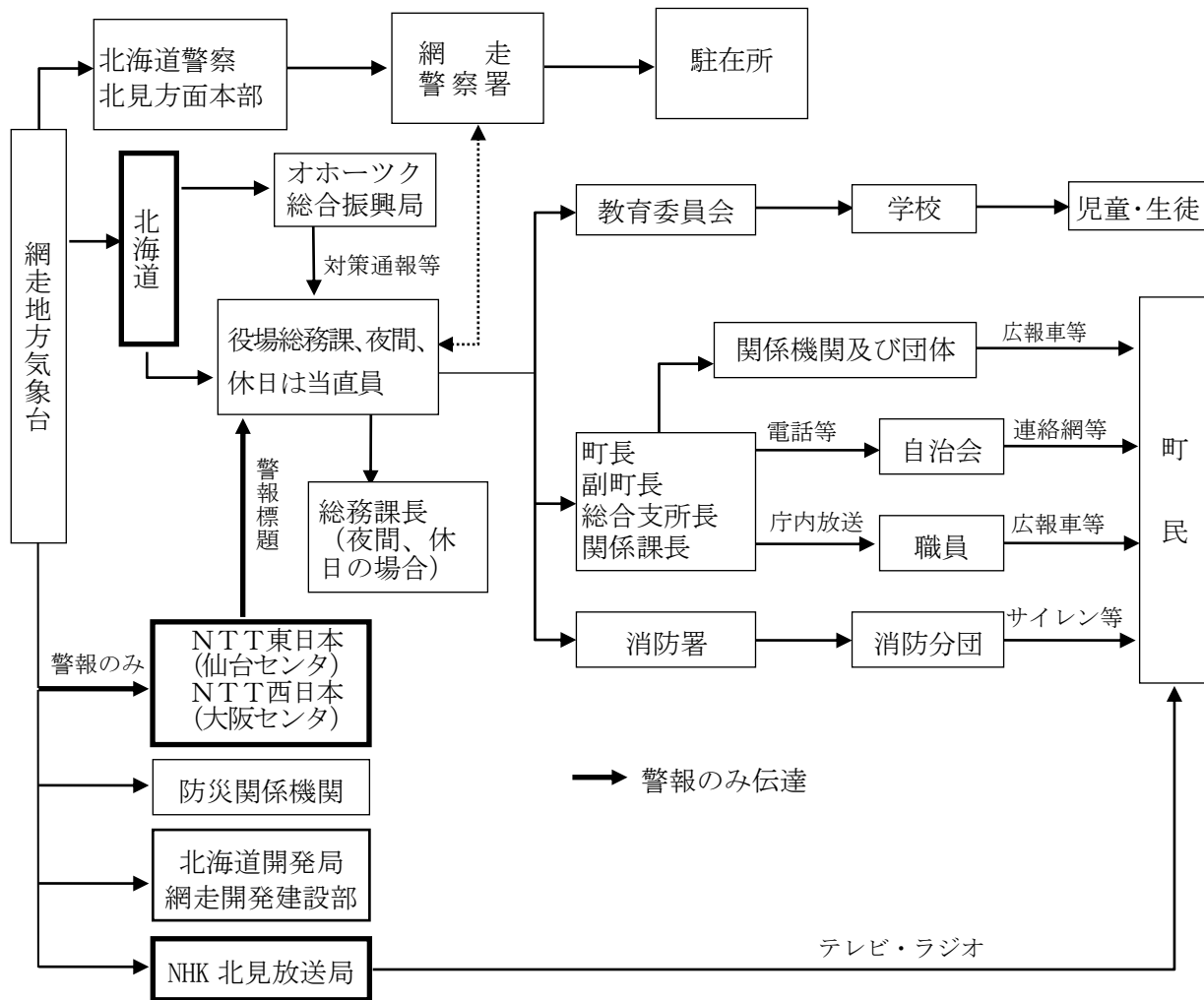
この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日条例第 209 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5-4 気象警報等の伝達系統図

気象警報等伝達系統図



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定伝達先

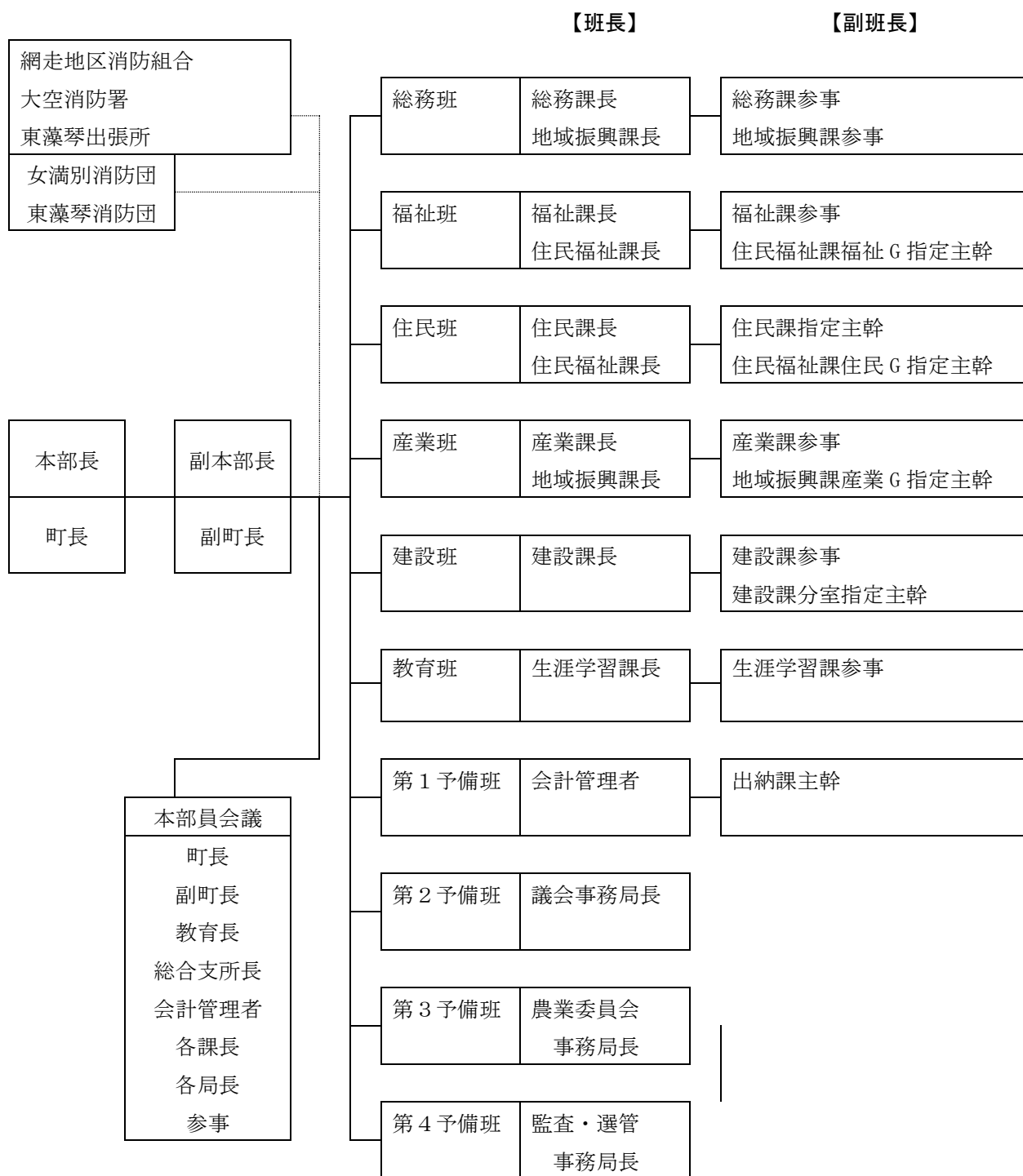
5-5 気象警報等受理票

町長	副町長	課長	課長	課長補佐	係長	係

気象警報等受理票

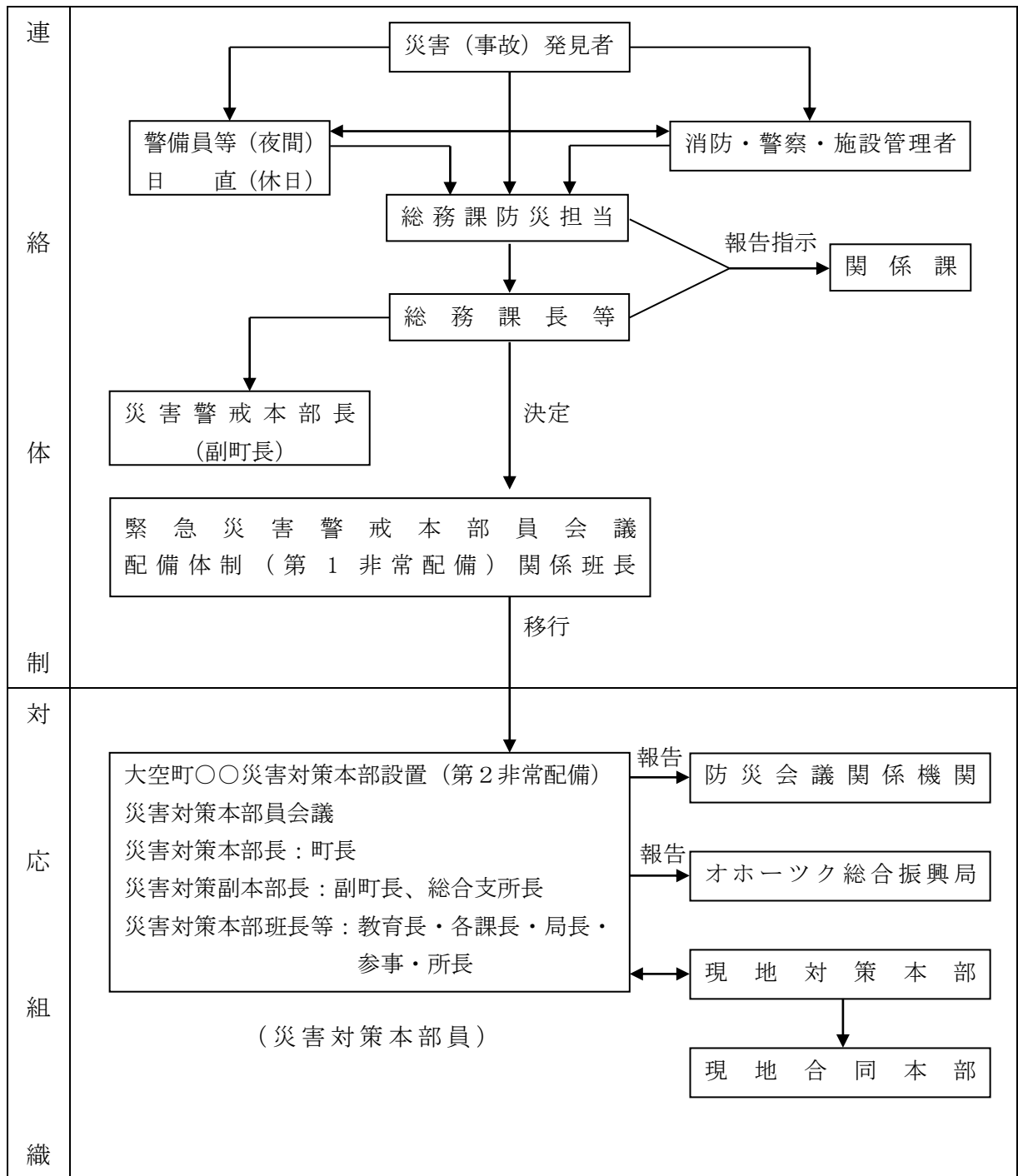
平成年月日時分受理				消防連絡	日時分		
				受理区分	電話・FAX・電報・無線・その他		
警報等の種類				発表時刻	日時分		
発信者				受信者			
連絡先	本部長	副本部長	班長	班長	班長	班長	班長
	班長	班長					
受理事項							
処理結果							

5-7 災害対策本部の組織構成



5-8 災害対策本部組織表

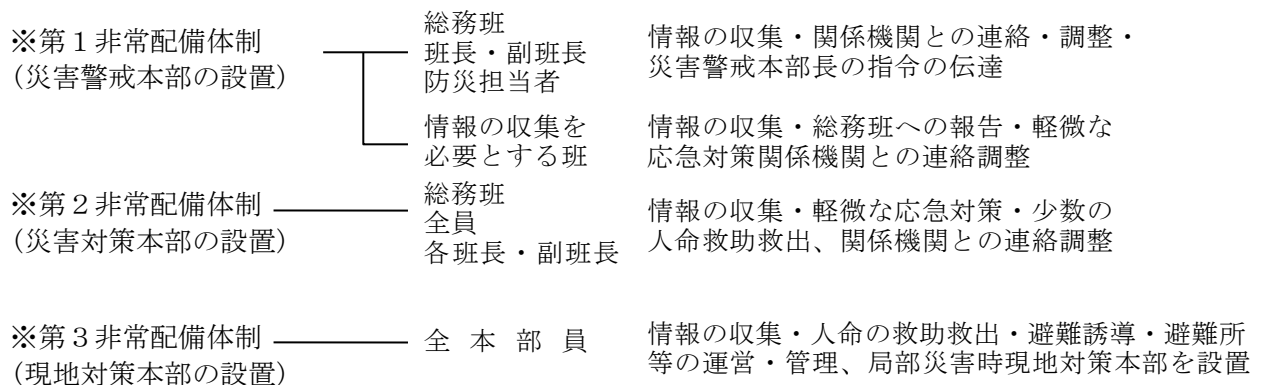
災害（事故）時等の大空町の組織



5-9 非常配備基準と体制

種別	配 備 の 時 期		
	第 1 非 常 配 備	第 2 非 常 配 備	第 3 非 常 配 備
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報、又は警報等を受けたとき。 床下浸水等の被害が予測されたとき。 その他必要により災害警戒本部長が指令したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型台風の接近等で被害の発生が予測される時。 住家の床上浸水や全半壊等の被害が予測される時。 避難勧告等応急対策が必要など時。 交通機関の障害、生活基盤の被害が予測され応急対策が必要など時。 	<ul style="list-style-type: none"> 住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予測される時。 複数の地域で避難勧告又は応急対策が必要など時。 交通機関の障害、生活基盤に被害が発生し、応急対策が必要など時。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な雪害が予測される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立地区の発生により応急対策が必要など時。 ライフライン等の被害が発生し、対策が必要など時。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模で、広域にわたる時。
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上の地震が発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生したとき。 地震による被害が予測される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が発生したとき。 地震による大規模被害が予測され又は被害が発生したとき。 大型事故が発生したとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 緊急着陸等の情報のある時。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の離着陸事故等が発生したとき。 小型飛行機等の事故で人的被害が発生し、対策が必要など時。 	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出活動が必要と予測される時。 多くの死傷者が発生したとき。
道路災害 鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> 事故等で被害の発生が予測される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模など時。 人命の救助救出活動が必要と予測される時。
危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な事故・火災等で被害が軽微など時。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・施設や人的被害が発生し、拡大が予測される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模など時。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な火災で被害が軽微など時。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・施設や人的被害の発生が予測される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動が難航し、更に被害の拡大が予測される時。 人的被害が予測される時。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> アトサヌプリに火口周辺警報（火口周辺危険）が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> アトサヌプリに火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生が予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> アトサヌプリに噴火警報が発表され、居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が予想される時。

非常配備体制



5-10 非常・緊急扱いの通話

【非常電話の利用方法】

- 1 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す
- 2 NTTコミュニケーターがでたら
 - (1) 非常扱いの電話の申し込みと告げる
 - (2) あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる
 - (3) 通話先の電話番号を告げる
 - (4) 通話内容を告げる
- 3 NTTコミュニケーターが一度切って待つように案内する
- 4 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する

【緊急電報の利用方法】

- 1 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す
- 2 NTTコミュニケーターがでたら
 - (1) 緊急扱いの電話の申し込みと告げる
 - (2) あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる
 - (3) 通話先の電話番号を告げる
 - (4) 通話内容を告げる
- 3 NTTコミュニケーターが一度切って待つように案内する
- 4 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する

5-11 非常・緊急扱いの電報

- 1 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す
- 2 NTTコミュニケーターがでたら
 - (1) 「非常又は緊急扱いの電報の申し込み」と告げる
 - (2) あらかじめ指定した通話責任者名等を告げる
 - (3) 届け先、通信文等を申し出る

5-13 災害情報報告様式

災害情報														
報告時限	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分											
発信機関	大空町	受信機関												
発信担当者		受信担当者												
発生場所														
発生日時	月 日 時 分	災害の原因												
気象等の状況	雨 川 水 量 河 風 そ の 位 速 他													
交通・通信・水道等の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他													
応急措置の状況	(1)災害対策本部の設置	月 日 時 分設置												
	(2)災害救助法適用の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>被害棟数</th> <th>被災世帯</th> <th>被災人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">救助実施内容</td> </tr> </tbody> </table>		地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員					救助実施内容		
地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員											
救助実施内容														

応 急	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
状 況	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
		計	名			
その他（今後の見通し等）						
.....						
.....						
.....						
.....						
.....						

5-14 被害状況報告（速報、中間、最終）

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
報告の时限		月 日 時 分現在		発受信日時		月 日 時 分		
発信機関				受信機関				
発信者				受信者				
項目		件数	被害金額(千円)	項目		被害金額(千円)		
人的被害	死者		1氏名 2性別 3年齢 4原因	農業被害	共同利用施設			
	行方不明				営農施設			
	重傷				その他			
	軽傷				計			
	計							
住家被害	全壊	棟数		土木被害	道工事	河川		
		世帯数				海岸		
		人員				砂防設備		
	半壊	棟数				道路		
		世帯数				橋梁		
		人員				小計		
	一部破損	棟数			市町村工事	河川		
		世帯数				道路		
		人員				橋梁		
	床上浸水	棟数			小計			
		世帯数						
		人員						
	床下浸水	棟数			港湾	漁港		
		世帯数				下水道		
		人員				公園		
	計	棟数			崖くずれ			
		世帯数						
		人員				計		
	非住家被害	全壊	公共建物			水産被害	漁船	沈没流出
			その他					破損
		半壊	公共建物				計	
			その他				漁港施設	
		計	公共建物				共同利用施設	
			その他				その他施設	
農業被害	農地 ha	田		漁具(網)				
		畑		水産製品				
	農作物 ha	田		その他				
		畑						
農業用施設			計					

項		目	件数	被害金額(千円)	項	目	件数	被害金額(千円)		
林業	道有林	林地			公立文教被害	小学校				
		治山施設				中学校				
		林道				高校				
		林産物				その他文教施設				
		その他				計				
		小計				社会教育施設				
被害	一般民有林	林地			社会福祉施設	公立				
		治山施設				法人				
		林道				計				
		林産物			その他	都市施設				
		その他				空港				
		小計								
計										
衛生被害	水道	水道			その他					
		病院								
	公立									
	個人									
	一般廃棄物処理施設									
火葬場										
計										
商工被害	商業				被害総額					
	工業									
	その他									
	計									
参考	異常現象等の状況									
	交通通信水道等の状況									
	応急対策出動人員(延)			市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他(住民等)
摘要										

5-15 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々に行っている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
② 住 家 被 害	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

被害区分		判 断 基 準
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤ 土 木 被 害	急傾斜地 崩壊防止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・けがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園にに設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもので復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船場等という。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準
⑬ その他	空港 空港整備法第4条第1項第5号及び5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数) 上水道、簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数) 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数) 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数) 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等 倒壊したブロック塀又は石塀の個所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設 街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

5-16 避難勧告等の基準

【発令基準】

種 類	避難準備・高齢者等避難開始(要配慮者) 情報	避難勧告	避難指示(緊急)
水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・網走川はん濫警戒情報が発表された場合 ・北海道の水位通報観測所の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・洪水警報が発表され、浸水被害になると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・網走川はん濫警戒情報が発表された場合 ・北海道の水位通報観測所の水位がはん濫危険水位に達した場合 ・河川管理施設の異常を確認した場合 ・大雨警報が発表され、浸水被害になると予想される場合 ・安全のため早めの避難を促す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・網走川はん濫発生情報が発表された場合 ・水位観測所の水位がはん濫危険水位相当に到達した場合 ・河川管理施設の大規模異常、破堤を確認した場合
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表され近隣で前兆現象(流水濁り、斜面からの湧水の増加)が発見された場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴い台風が夜間～明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象(地鳴り、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク海沿岸に津波警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク海沿岸に大津波警報が発表された場合 	

【避難勧告等の標準的な意味合い】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始(要配慮者避難) 情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始(避難支援等関係者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

5-17 避難所等 指定避難所

地区名	施設名	住所	TEL
女満別地区	女満別小学校	女満別夕陽台 1 丁目 1-1	74-2262
	女満別地域振興会館	女満別本通 3 丁目 2-7	74-2358
	女満別研修会館	女満別西 3 条 3 丁目 1-4	74-2483
	女満別中学校	女満別東陽 3 丁目 2-1	74-2234
	女満別高等学校	女満別昭和 104 番地 1	74-2631
	大空町教育文化会館	女満別西 3 条 4 丁目 1-11	74-2367
	女満別 B&G 海洋センター	女満別西 5 条 5 丁目 3-3	74-3519
	女満別農業構造改善センター	女満別西 4 条 5 丁目 4-2	74-4747
	女満別老人福祉センター	女満別西 4 条 5 丁目 4-13	74-2362
	メルヘンカルチャーセンター	女満別昭和 96 番地の 1	75-6160
	女満別ゲートボールセンター	女満別西 3 条 3 丁目 1-4	74-2483
東藻琴地区	ふれあいセンターフロックス	東藻琴 387 番地の 8	66-2070
	東藻琴小学校	東藻琴 268 番地	66-3250
	東藻琴 B&G 海洋センター	東藻琴 387 番地の 1	66-2741
	東藻琴農村環境改善センター	東藻琴 360 番地の 1	66-3547
	東藻琴中学校	東藻琴 57 番地	66-2461
	東藻琴高等学校	東藻琴 79 番地	66-2061
	大空町地域振興施設	東藻琴 100 番地	66-3600

福祉避難所

地区名	施設名	住所	TEL
女満別地区	特別養護老人ホーム女満別ドリム苑	女満別西 4 条 5 丁目 4-10	74-2555

東藻琴地区	特別養護老人ホーム東藻琴福寿苑	東藻琴378番地の8	66-3314
-------	-----------------	------------	---------

5-18 指定緊急避難場所

※災害対策基本法施行令第20条の4に規定する洪水、がけ崩れ、土石流及び地滑り、地震、津波、大規模な火事の全ての異常な現象に対応した避難場所。

地区名	施設名	住所	TEL
女満別地区	女満別小学校グラウンド	夕陽台1丁目1-1	74-2262
	女満別中学校グラウンド	東陽3丁目2-1	74-2234
	女満別ふれあい公園	本通1丁目1-1	—
	女満別ゲートボールセンター駐車場	西3条3丁目1-4	74-2483
	女満別B & G海洋センター広場	西5条5丁目3-3	74-3519
	女満別高等学校グラウンド	昭和104番地の1	74-2631
	メルヘンカルチャーセンター	昭和96番地の1	75-6160
	湖南地区公民館広場	湖南 126 番地の 4	—
	朝日地区公民館広場	朝日 338 番地の 1	—
	巴沢地区公民館広場	大東 21 番地の 2	—
	日進地区公民館広場	日進 159 番地の 1	—
	開陽地区公民館広場	開陽 304 番地	—
	大成地区公民館広場	大成 263 番地の 2	—
	大東地区公民館広場	大東 102 番地の 1	—
	本郷地区公民館広場	本郷 468 番地	74-4283
	旧豊住小学校グラウンド	豊里 19 番地の 1	74-2389
	住吉地区公民館広場	住吉 416 番地の 2	—
	豊里地区公民館広場	豊里 172 番地の 5	—

地区名	施設名	住所	TEL
東藻琴地区	東藻琴小学校グラウンド	東藻琴268番地	66-3250
	東藻琴中学校グラウンド	東藻琴57番地	66-2461
	東藻琴総合グラウンド	東藻琴79番地の4	—
	緑とチーズの里ふれあいパーク	東藻琴397番地の2	—
	山園ふるさとセンター広場	末広 622 番地	—
	明生会館広場	明生 264 番地の 1	—
	東区会館 広場	東藻琴 244 番地の 3	—
	旭台会館広場	東藻琴 767 番地の 1	—
	上東会館広場	東藻琴 615 番地の 1	—
	千草会館広場	千草 323 番地の 3	—
	福富会館広場	福富 188 番地	66-3453
	末広会館広場	末広 193 番地の 1	—
	新富会館広場	新富 38 番地の 13	—
	大進会館広場	大進 135 番地	—
	西倉会館広場	西倉 115 番地の 3	—
大空町地域振興施設駐車場	東藻琴 100 番地	66-3600	

5-19 避難所開設の報告と記録

避 難 所 開 設 記 録

避難所開設指令日時	年 月 日 時 分			
避難所開設日時	年 月 日 時 分			
施設名及び所在地	施設名		所在地	
収 容 人 員	住民以外の者	男 人・女 人・乳児 人	の内傷病者 人	
開設期間	月 日 ~ 月 日	炊き出し等		
特 記 事 項				
.....				
.....				
.....				
.....				

5-20 避難勧告・指示発令記録

避難勧告・指示発令記録

発 令 者		発 令 日 時	年 月 日 時 分
発 令 理 由			
発 令 地 区		対 象 人 口	
指 定 避 難 所			
備 考			
.....			
.....			

5-21 避難所報告簿

避難所報告簿

報告者氏名
所 属

班

氏 名	住 所	性別	年 齢	世 帯 主	避 難 者 の 状 況
		男 女	歳		
		男 女	歳		
		男 女	歳		
		男 女	歳		
		男 女	歳		

※状況欄には収容者の健康状態及び高齢者、乳児等の別を記入する。

5-22 協力団体報告簿

協力団体報告簿

代表者氏名	団体名称及び所在地	性 別	活 動 内 容	特 記
		男性 人 女性 人		
		男性 人 女性 人		
		男性 人 女性 人		

※活動内容及び特記事項等記載できない場合は別紙とする。

5-24 緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第4）

年 月 日	
第 号	緊急通行車両確認証明書
知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）	
使 用 者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

（備考）用紙は日本工業規格A5とする。

5-25 「標章」（同規則別記様式第3）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車輛)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車輛)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

5-26 大空町の緊急輸送路網図



5-28 給水資機材

給水可能車両等及び保有状況

所 有	車 両 及 び 品 名 ・ 能 力	数 量	保 管 場 所
大空町役場	ポリ容器（折たたみ）10ℓ	400個	役場防災庫
	給水タンク 1,500ℓ	1個	昭和浄水場
	ポリ容器 20ℓ	50個	昭和浄水場
東藻琴総合支所	散水車 6,300ℓ	1 台	事業所
	ポリ容器 10ℓ	20個	建設水道課車庫
	ポリ容器 20ℓ	5個	建設水道課車庫
網走地区消防組合 大空消防署	タンク車 10,000ℓ	1 台	大空消防署
	タンク車 10,000ℓ	1 台	東藻琴出張所

5-29 町内の医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目
大空町東藻琴診療所	東藻琴383番地の31	66-2611	内
女満別中央病院	女満別西3条4丁目	74-2181	内・外・消・皮・リハ

5-34 大空町の保有機械

機 械 等 の 名 称	女満別除雪センター等	東藻琴除雪センター等
除雪ドーザー	1 台	2 台
除雪ロータリー	1 台	1 台
除雪専用大型トラック	—	1 台
歩道用ロータリー	3 台	3 台
ミニホイールローダ	1 台	—
グレーダー	1 台	1 台
ダンプトラック	3 台	2 台
小型ダンプトラック	1 台	—
散水車	1 台	1 台
道路維持作業車	1 台	1 台
道路パトロールカー	1 台	—
チェーンソー	2 台	4 台

5-35 運送業及び建設業の機械等借上記録

機 械 等 の 名 称	借上台数	所 有 者	電 話 番 号	備 考

5-36 作業従事者雇用台帳

作業従事者雇用台帳

大空町

(救助種別)														
住所	氏名	日額	月分						基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		
計														
	人	円	人	人	人	人	人	人						

(注) 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

5-37 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

平成8年6月25日

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定(以下「消防相互応援協定」という。)第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する

この協定の締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

5-38 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第1号 (第4条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL						FAX
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域					希望する活動内容				
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材					現地での資機材確保状況				
					特記事項				
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数) Hz						
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

5-39 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

5-40 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局防災消防課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

5-41 ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

()

要請年月日	平成	年	月	日	時	分		
1 要請市町村名				電話	F A X			
担当者	課名	職名		氏名				
2 依頼病院名				電話	F A X			
所在地								
担当者(医師名)			医師 氏名					
3 受入れ医療機関								
所在地								
電話		F A X						
受入れ医療機関の了承		有 ・ 無						
4 患者氏名	生年月日		年	月	日	歳 男 女		
	体重		職業					
住所								
病名						現状		
経過								
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属: 依頼病院 ・ 受入れ医療機関)								
氏名	医師				年齢	歳	体重	kg
	看護師				年齢	歳	体重	kg
	付添人				年齢	歳	体重	kg
6 運航上の必要事項								
(1) 患者に装備されている医療機器の状況								
① 点滴 (規格 × 、重量 g)								
② 保育器 (規格 H × W L 、重量 g)								
③ 酸素吸入器 (規格 × 、重量 g)								
④ その他 (名称 、規格 × 、重量 g)								
(2) 積載される機器の種類、重量、規格								
① 依頼病院				Kg	kg	kg		
② 受入れ医療機関				Kg	kg	kg		
現地 離着 陸場						メモ		

注1) 市町村は、No.1~No.6の項目を記載の上要請すること。

5-42 自衛隊の災害派遣を要請書

様式 1

	年	第 月	号 日
北海道知事 様			
	大空町長		印
自衛隊の派遣について			
このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 派遣部隊が展開できる場所			
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項			

5-43 派遣部隊の撤収要請

様式 2

	年	第 月	号 日
北海道知事 様			
	大空町長		印
自衛隊の撤収について			
さきに派遣要請した自衛隊の出動について、下記のとおり撤収を要請願います。			
記			
1 派遣箇所			
2 撤収日時 年 月 日 時 分			
3 撤収理由			

5-44 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供又はあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車輛等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事高橋はるみ

北海道市長会
北海道市長会長新宮正志

北海道町村会
北海道町村会長寺島光一郎
別表(省略)

5-45 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

平成3年4月1日 締結
改正 平成6年7月25日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、支援隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車輛及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車輛及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別 表

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

6-1 救急医療状況調書

救急医療状況調書

認識 番号 No.	職 業	氏 名	年 齢	性 別	住所又は傷病者 等の特徴	傷病 程度	取扱者	収容医療 機関名
						死・重 中・軽		
						死・重 中・軽		
						死・重 中・軽		
						死・重 中・軽		
						死・重 中・軽		

6-2 記録集計表

記録集計表

被災状況	死 亡		重 傷	中 傷	軽 傷	合 計	収 容 場 所	救助救出隊名
	現 場	医療 機関						
月 日 時 分 現在	男	男	男	男	男	男		
	人	人	人	人	人	人		
	女	女	女	女	女	女		
	人	人	人	人	人	人		
	計	計	計	計	計	計		
	人	人	人	人	人	人		

7-1 事業別の国庫負担及び補助率

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	市 国道	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む。)	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	国道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	国、道施行1カ所 120万円以上	〃
	道路	市 国道	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	市 管理組合 国	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外かく施設(防波堤、水門、堤防)係留施設(岸壁、浮標) 臨港交通施設(道路)	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	市 国道	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施工1カ所 60万円以上	〃
	下水道	市 道	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園(カントリーパーク)の街路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	市 国道	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設 (道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
農林水産業 施設災害復 旧事業費国 庫補助の暫 定措置に関 する法律	農地	市 土地改良区等 道	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常) 8/10、9/10 (高率該当)
	農業用施設	市 道土地改良区等	用排水路、頭首工、揚水 施設、農業用道路 農地又は農作物の災害を 防止するため必要な施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当)
	林業用施設	市 道 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10 ～ 10/10 (高率該当)
	漁業用施設		沿岸漁場整備開発施設、 漁港施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当)
	共同利用 施設	組合	倉庫、加工施設、共同作 業場、その他	〃	2/10
水道法	水道施設	市	水道用水供給事業 上水道 簡易水道 飲料水供給施設 (給水対象人口 50 人以上 100 人以下の施設)	その都度決定 水道用水供給、上水道 災害時の給水人口×110 円 以上 市の場合 最低 80 万円以上 簡易水道、飲料水供給施設 災害時の給水人口×90 円 以上 市の場合 最低 40 万円以上	1/2
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良事業法第 85 条、 第 85 条の 2、第 85 条の 3、第 87 条の 2 の規定に 基づいて国が実施してい る土地改良事業	1 地区 500 万円以上(1カ 所 75 万円以上のものの合 計額)かつ当該年度残事業 費の 100 分の 1 を超える額	8.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当)
			基本事業が完了したもの で、当該土地改良財産を 土地改良法第 94 条の 6 の 規定に基づき土地改良区 等に管理委託を了した施 設	1カ所 2,000 万円を超える もの	〃
公営住宅法	公営住宅	市 道	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	町 道 社会福祉法人 日赤	救護施設、更生施設、医 療保護施設、授産施設、 宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協 議額 1 件につき 80 万円以 上 設備整備～災害復旧費協 議額 1 件につき 60 万円以 上	1/2
老人福祉法	老人福祉施 設	市 道 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養 護老人ホーム、軽費老人 ホーム、老人福祉センタ ー等	〃	1/2 または 1/3
身体障害者 福祉法	身体障害者 更生援護施 設	〃	身体障害者更生施設、身 体障害者療護施設、身体 障害者授産施設、身体障 害者福祉ホーム、身体障 害者福祉センター等	〃	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道、社会福祉法人	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	市道 社会福祉法人 日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上(保育所については、30万円以上)
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	市道 社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	市道 非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市	感染症指定医療機関	災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	〃
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	市道	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	建物、工作物、土地整備 道 80万円以上 市 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	〃	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市 60万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	都市排水 施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂 排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市 60万円以上	〃

7-2 被災者生活再建支援制度（生活用品等の購入修理に関する支援）

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ (4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) (1) 基礎支援金： 災害証明書、住民票 等

(2) 加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃金等） 等

(申請期間)

(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内

(2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

7-3 居住安定支援制度（居住する住宅に関する支援金）

1 制度の概要

居住安定支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援制度を拡充する制度として平成16年に創設されました。

2 対象世帯

- ①住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯
- ②火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給限度額及び対象経費（支給限度額まで概算払い（前払い）可）

世帯主の年収、年齢等	世帯数	支給限度額	①～④	⑤～⑧
年収 ≤ 500 万円	複数	300 万円	100 万円	200 万円
	単数	225 万円	75 万円	150 万円
・世帯主が45歳以上で500万円 < 年収 ≤ 700万円 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で500万円 < 年収 ≤ 800万円	複数	150 万円	50 万円	100 万円
	単数	112.5 万円	37.5 万円	75 万円

- ① 生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居移転費又は交通費
- ④ 住宅を賃借する場合の礼金
- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
- ⑦ 住宅の建設、購入のための借入金等の利息
- ⑧ ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費

※大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）

※長期避難解除世帯は特例として更に①、③の経費について支給限度額の範囲内で70万円を限度に支給

※他の都道府県に移転する場合は⑤～⑧それぞれの支給限度額の1/2

4 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

8-1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

8-2 震度による木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

8-3 震度による鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

8-4 震度による地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

8-5 震度によるライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給がとどまることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障がい	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある

8-6 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれの次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事（支庁長）に報告するものとする。

3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事（支庁長）に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下、「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 知事（支庁長）は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該支庁内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

5 支庁長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。

6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危険度判定士等の受入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各支庁ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 支庁長は、建設指導課に応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 支庁長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに支庁長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）及び「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」という。）による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル」による。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達、備蓄

1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

- (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
- (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー等
- (3) 被災街区までの移動車輛、自転車等

2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第15 その他

1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所要の措置を講じるものとする。

2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発を図るとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携を図るものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。

4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

(追加)

この要綱は、平成11年3月24日から施行する。

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

8-7 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

第1 趣旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を終了したもののの中から知事が認定するものとする。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。

第7 認定証の更新

- 1 認定証の有効期間は、5年間とする。

2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了の1年前の月から申請する日までに受けなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。

第8 認定事項等の変更

1 応急危険度判定士は第6条第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。

3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない

(1) 住所

(2) 勤務先

(3) 緊急連絡先

4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 応急危険度判定士は前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第11 認定の取消し

1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。

(1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者

(2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。